

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 疋田 英司

税理士 中富 強

税理士 松谷 正俊

クールビズのお知らせ

当事務所は毎年政府の提唱するクールビズ運動に参加し、電力消費の低減に貢献しております。

今年も6月から9月末まで軽装で業務にあたらせていただきますのでお知らせいたします。ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、当事務所にご訪問いただく際は、お客様もぜひクールビズでお越しくださいよう、ご案内申し上げます



6月の税務・労務

4月決算法人の確定申告	6月中の
10月決算法人の中間申告	決算応答日
1,7,10月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	月末の場合 7月2日(月)
・社会保険料・児童手当拠出金(5月分)の納付期限	7月2日(月)
・源泉所得税、特別徴収税額(5月分)の納付期限	6月11日(月)
・納期の特例を受けている個人住民税特別徴収税額	

6月の行事・業務案内

- 1(金) 気象記念日
- 4(月) 歯の衛生週間(～10日)
- 10(日) 入梅、時の記念日
- 17(日) 父の日
- 21(木) 夏至

当事務所が行っている業務

税務申告作成／税務経理相談／決算節税対策／税務調査立会い／記帳代行業務／給与計算／会計ソフト導入支援／保険相談／資金調達相談／経営相談／経営計画作成／起業支援／事業承継／相続対策／相続手続き代行／成年後見人

平成25年4月1日から 65歳までの雇用が義務化の予定… 高年齢者雇用安定法の完全施行

厚生年金の支給時期が原則65歳に引き上げられるため、60歳で定年退職のサラリーマンの無年金を救うための対策として定められました。このため、

- ① 定年の引き上げ
- ② 継続雇用制度の導入
- ③ 定年制度の廃止

のいずれかの措置を講じなければなりません。

一方、労使協定で継続雇用の条件などの合意があれば、雇用継続の義務は免れます。

健康上の理由、勤務態度などを基準にした雇用契約の更新拒絶できる定めを、就業規則・雇用契約書などで定めなくてはなりません。

- 次の条件などを根拠に最高で90万円の助成金を事業主が受け取ることができます。
- ① 雇用保険の適用事業主である
 - ② 65歳以上の離職者の雇用
 - ③ ハローワーク経由の雇用
 - ④ 週20時間以上の雇用
 - ⑤ 雇用保険の被保険者期間が6月以上
 - ⑥ 雇用保険の被保険者資格喪失から3年以内の雇用
 - ⑦ 1年以上継続して雇用する
- 助成期間は1年。ご相談は当事務所まで

高年齢者雇用開発特別奨励金

高年齢者雇用開発特別奨励金
65歳以上の高年齢者雇用に最高90万円の助成金！

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル301号
Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp
URL: http://kskj.jp
税理士法人京阪総合会計事務所／京阪総合経営(保険取扱)
【取次会社】(生命保険) 大同、(ビジネス) MJS、弥生会計
(生保・損保) ユナイテッド・インシュアランス(株)

今号の紙面 ○ 高年齢者雇用安定法と雇用開発奨励金

○ 6月の事務ごよみ ○ 税理士コラム (疋田)

○ 小規模企業共済の課税関係 ○ 贈与税率が2種類になるかも

○ 顧問先(中井造園様)ご紹介 ○ Q&A 災害時備蓄食料は

6月の事務ぐよみ

●平成24年度個人住民税の特別徴収が開始

6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収を行います

各従業員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、今年6月から来年5月までの12ヶ月で徴収納付します。納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

10名未満の従業員の場合、源泉所得税と同じように年2回にまとめて納付することができま

●健保・厚生年金の被保険者報酬月額変更届の提出要否判定チェック

従業員の給与が昇給等によって大幅に変動した場合、「定時決定」を待たずに標準報酬月額が改訂されます。これを「随時改定」といいます。4月に定期昇給やベースアップ、または賃下げを行なった場合、6月の給与支払後、健康保険、厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届の提出が必要か否かをチェックしましょう。

□ 昇給・降格があり、固定的賃金銀に変動があった場合

□ 固定賃金の変動した月から3ヶ月間連続して、報酬の支払基礎日数が17日以上あること。

□ 該当する3ヶ月の報酬の平均月額が、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があること

月額変更届は、7月中に所轄の年金事務所（あるいは健康保険組合）に提出し、8月に支払う給与から改定後の新保険料による徴収を開始します。

なお、7月にはいると、すぐに報酬月額算定基礎届の提出事務がはじまります。早めに準備に取り掛かりましょう

●労働保険の年度更新手続き

6月1日から、労働保険の年度更新手続きの受付が始まります。最終期限は7月10日です。6月中に作業が終わるよう計画しましょう。

●賞与からの健康保険・厚生年金保険の保険料控除

6月に賞与を支給する事業所は、賞与から従業員負担分の健康保険と厚生年金保険の保険料（40歳以上は介護保険料も）を控除します。賞与に係る保険料は、被保険者負担分と会社負担分を合わせて、納入告知書に従って翌月末までに納付します。

なお、賞与を支払ったときは「賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に、所轄の年金事務所（一部の健康保険組合を含む）に提出します

配給しか食べなくて餓死した判事の話

NHKの朝ドラ「梅ちゃん先生」で、配給だけをたべて栄養失調で亡くなった判事が話題になった。法の番人が法を犯してはならない。「ヤミは食べない」と信念を貫き通した結果らしい。実際には妻もその行いに追随したらしい。瀕死の夫婦の姿を見かねた父親は「命を粗末にするな」と戒め、友人は「愚直」と批判したらしい。命を懸けて孤高に信念を貫いた判事さんに、敬意を表しつつも、申し訳ないが、今の社会保障制度とダブってしまった。

現在、個人・法人を問わず、経営者は様々な負担を負わされながら経営しなくてはならない。人を雇えば、健康保険・年金・労働保険などの負担。さらに消費税負担が増える。源泉徴収事務をはじめ、国の決まりのために事業主の負担は、ますます増加する。

法を遵守するのは、当たり前のことだ。これに異論を挟むつもりはない。しかし、だ。負担が嵩む上に経営が成り立たず、さりとて家族や従業員を抱えて廃業するわけにもいかず。

まじめにやると経営が成り立たない今の政治ってなんだ・悲痛な声を耳にすると、現行法と憲法の関係はどうなんだって自問したくなる。今日も心揺れながら、社長の声に耳を傾ける。

疋田英司

税法上の取り扱いとは？

小規模企業共済 共済金（解約手当金）を受取りました

税金はいくらかかるの？

そろそろ引退・・・ところで、小規模企業共済は全部退職金扱い？

共済金及び解約手当金は、受け取る際の年齢や一括又は分割などの受取方法などで税法上の取扱いが異なります。当然、取扱いが異なればかかる税金も違ってきます。リタイヤが近いと思ったら・・・当事務所までご相談ください。

	種類	税法上の取扱い
共済金	共済金(準共済金)を一括で受取する場合	退職所得
	共済金を分割で受取する場合	公的年金等の雑所得
	共済金を一括・分割併用で受取する場合	一括分: 退職所得
		分割分: 公的年金等の雑所得
	共済契約者がなくなったために遺族が共済金を受取する場合(死亡退職金)	相続税法上: みなし相続財産
解約手当金	65 歳以上の方が任意解約をする場合	退職所得
	65 歳未満の方が任意解約をする場合	一時所得
	個人事業主が金銭以外の出資により法人成りし役員に就任して受取する場合	退職所得
	個人事業主が法人成りし役員に就任して受取する場合	退職所得
	個人事業主が法人成りし、共同経営者が役員に就任して受取する場合	退職所得
	65 歳以上の共同経営者が任意辞任(独立開業・のれん分けを含む)をする場合	退職所得
	65 歳未満の共同経営者が任意辞任(独立開業・のれん分けを含む)をする場合	一時所得
	12 ヶ月以上の掛金の未払いによる解約(機構解約)で受取する場合	一時所得

※中小機構HPからの転載です。ケースにより取扱いが異なる場合があります。

	現行	改正法案	
		20 歳以上直系尊属からの贈与	左以外
200 万円以下	10%	10%	10%
300 万円以下	15%	15%	15%
400 万円以下	20%		20%
600 万円以下	30%	20%	30%
1000 万円以下	40%	30%	40%
1500 万円以下	50%	40%	45%
3000 万円以下		45%	50%
4500 万円以下		50%	55%
4500 万円超		55%	

2 種類に分かれる贈与税の税率構造

相続税の増税を図れば、相続税の負担が高まるため、生前贈与を促す。これと併せて贈与税を緩和すれば、贈与はいつそう促進される。そうすれば消費が拡大する。こうした観点から、税一体改革関連法案は、贈与税の税率構造を緩和し、高齢者の保有資産を若年世代への早期移転を促進する見直しが盛り込まれている。

相続時精算課税制度の対象とならない贈与税のうち、20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造を緩和する。

相続時精算課税の対象の受贈者の条件に 20 歳以上の孫(現行は子)、贈与者の条件に 60 歳以上の親(現行 65 歳以上)に拡大する予定。いずれも贈与の年の正月時点の年齢であることに注意してください。

うちのお客様です

株式会社

中井造園

http://nakaizouen.com

〒572-0043 大阪府寝屋川市錦町8番22号

☎0120-8739-20 (ハサカ・コ / 花咲く・庭)

健康的で美しい庭木や芝生に致します！

健康的で美しい庭木や芝生を保つには、「定期管理」が必要です。
 私たちは、1年を通して庭木や芝生に適した「プログラム」をお作りし、
 ご満足頂ける「サービス」をご提供致します。

お庭などの定期管理をご利用の
 お客様は 500 件以上!!



健康で美しい

庭づくりはおまかせ

寝屋川市・枚方市・交野市を中心に、
 年間を通じて樹木・芝生の「定期管理」を
 行っております。

剪定、消毒や肥料によるメンテナンスが
 好評で、定期契約のお客様のリピー率は
 97%以上です。

アフターサービスが万全の造園会社さ
 んだからこのリピー率の高さです
 ホームページでは、役立つ豆知識もわか
 りやすく掲載されています。
 ぜひ一度、ご覧になってください。

Q&A
コーナー

災害時に備えて食料品を備蓄します
 購入費用は損金に算入していいですか？

Q 震災などの災害時に、自宅に戻れない従業員のため、人数分で1週間分の食料品などを備蓄することにしました。これって経費でいいですか？

A 災害時に備えて備蓄する非常用食料品は、次の理由から備蓄時に事業供用されたものとして取り扱うことが認められています。

- ① 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性を持つものであること
- ② その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は減価償却資産または繰延資産に含まれないものであること
- ③ 仮に、その食品が法人税に定める棚卸資産の範囲に掲げる「消耗品で、貯蔵中のもの」であるとしても、災害時の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。
- ④ 類似物品として、消火器の中身（粉末または消化液）は取替え時の損金として取り扱っていること。

このような考え方から、非常時用の備蓄品は、設置した時点で損金に入
 れることができます。

備蓄品としてヘルメットや毛布なども必要となりますので、見直しをさ
 れてはいかがでしょうか。

ところで、非常食が社長だけとか特定の人の分だけ用意した場合は、そ
 の人への給与とされかねません。賞味期限が近づいたからと、特定の
 人で分配するのも同じです。全社員を対象となるよう注意が必要です。